

大牟田市子ども・子育て会議について

(1) 役割

- ①各委員の様々な立場から意見を出し合い、「大牟田市こども計画」に反映させます。
- ②「第2期大牟田市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について点検、評価を行います。
- ③市が認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を定める際に、各委員の様々な立場から意見を出します。
- ④その他、市の子ども・子育て支援に関する施策を進めていくうえで、必要なことを審議します。

(2) 委員構成

学識経験者、経済・教育・福祉・保健もしくは医療団体の関係者、小学校の校長、大学又は高等専門学校の学生、公募による市民、計20人で構成。別添の委員名簿をご参照ください。

(3) 関連法令等

- ①（国）子ども・子育て支援法第72条
- ②（国）こども基本法第10条
- ③（市）大牟田市子ども・子育て会議条例

(4) その他（大牟田市子ども・子育て委員会について）

子ども・子育て会議に対応した関係課長級職員で構成する大牟田市役所内の組織。子ども・子育て会議に提案する資料の事前の検討などを行います。

大牟田市こども計画について

(1) 市町村こども計画について

- ①こども基本法で策定が努力義務化されているこども施策に関する計画。
- ②国の「こども大綱」*や県のこども計画を勘案して定めることとされている。
※ こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を規定。
- ③既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができる。
(子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など。)
- ④子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育事業（認定こども園・幼稚園・保育所など）と地域子ども・子育て支援事業（学童保育事業や妊婦健康診査など）における必要量の見込みと、それを充足させるための量を確保するための方策を定める。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間。

※一体のものとして策定する「子ども・子育て支援事業計画」が根拠法令により、「5年を一期とする」と規定されているため。